

建築基準法第43条第2項第一号の規定による認定基準の一部改正の概要

建築指導課

1 改正の趣旨

建築基準法第43条第2項第一号に基づく認定に関して、同号の「利用者が少数であるものとしてその用途及び規模に関し国土交通省令で定める基準」として定める建築基準法施行規則第10条の3第3項の規定が改正され、認定の対象が拡大された。

これに伴い、建築基準法第43条第2項第一号の規定による認定基準について所要の改正を行う。

2 改正の概要

建築基準法施行規則の改正に伴い、所要の改正を行う。(I 趣旨等 2 適用の範囲)

3 施行期日

令和7年12月23日から施行する。